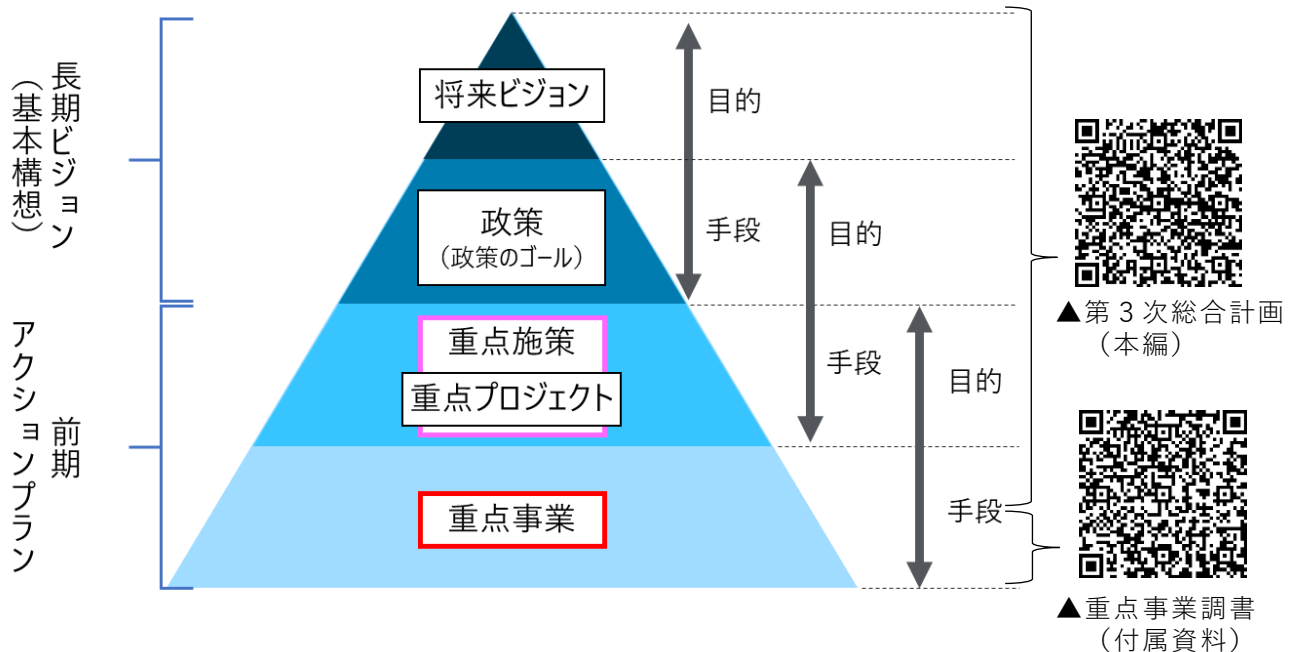


## 伊勢崎市総合計画の推進のための 重点事業〔事前〕評価について

## 1. 総合計画とは

総合計画とは、伊勢崎市の未来像やこれからのまちづくりの方針を示したもので、まちづくりの指針となる市の最上位計画です。この総合計画に、本市の目指す市の姿として、伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を定めています。その将来ビジョンを実現するために7つの「政策」があり、その下層にそれを実現するための方策として36の「重点施策」（下図の桃色枠）及び5つの「重点プロジェクト」があります。さらに重点施策には、それを実現するための具体的手段である「重点事業」（赤枠）が紐づいています。なお、1つの重点施策に1～10の重点事業が紐づいており、令和7年4月1日時点で161の重点事業があります。（重点事業は、毎年度見直しをするため、今後変更になる場合があります。）

【総合計画の概略図】



※上図の将来ビジョンから重点事業の概要までは第3次総合計画（本編）よりご確認ください。  
重点事業の詳細については重点事業調書（付属資料）よりご確認ください。

### (1) 概要

子育て・教育政策

重点施策 - 1

## 子どもを産み育てる環境づくりの推進










少子高齢化対策

### ○ 目指す姿

ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。

### ○ 現状と課題

- ✓ 高齢化や出産の高齢化、未婚化などにより少子化が課題となっています。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てるよう、妊娠、出産、子育て間の相談体制や母子の心身の健康に係る支援の充実、子育て世代への経済的な支援の継続が求められています。
- ✓ 共働き世帯の増加や、育児の孤立化などによる保育ニーズの多様化に伴い、子育て世代の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められています。同時に、現場における深刻な人手不足への対応が必要です。
- ✓ 形勢多岐やライフスタイルの多様化などを背景に、人到人、人と地域との関わりが希薄化し、子どもや子育て世代の孤立化が課題となっています。親や子どもに対しても、地域における関係づくりへの支援が求められています。



### ○ 施策の展開方針

方針1 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援

**方針1** に基づく事業

|                    |                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊婦支援事業             | 不妊治療を受ける夫婦を対象に、治療に係る費用を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。                                                                                                          |
| 乳幼児健康診査・<br>事後支援事業 | 金の子どもの対象となる健康診査・健康相談、発達支援を実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育てに関する不安を軽減します。                                                               |
| 子ども家庭センター事業        | 妊婦健診及び乳幼児受診の実績の把握や各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両面での連携・協働を促進、母や子どもの生活状況やワンストップサービスを含む抱える不安を減らし、切れぬき、漏れなく対応することを目的とし、妊婦や児童、子育て家庭に対する相談の窓口となります。 |
| 福祉医療費              | 医療費の一部負担金となる福祉医療費として負担することにより、必要な医療を受ける機会の均等化を図り、経済的負担を軽減します。                                                                                          |

**方針2**に基づく事業

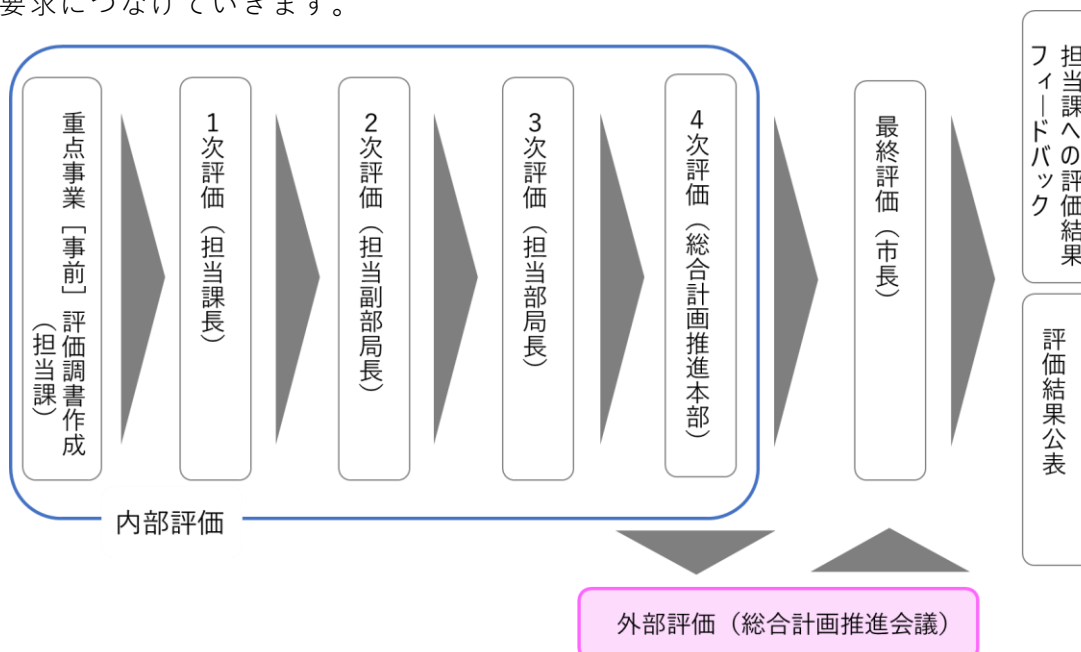
|             |                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 民間保育施設対策事業  | 保育ニーズに対応した保育環境の整備と、保育業務に携わる人への支援のため、各種補助事業の充実を図ります。また、保育業務のICT化等による施設運営の支援を図ります。 |
| 民間保育所施設整備事業 | 待機児童が生じやすい、保育ニーズに対応した適切な民間保育施設の整備を図ります。                                          |
| 放課後児童健全育成事業 | 金での希望者が放課後児童クラブを利用できるようふらう田の環境を行うとともに、働き手の確保のための派遣活動に努め、保育の向上を図ります。              |

**方針3**に基づく事業

|                  |                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童厚生施設<br>運営調査事業 | 子どもと健やかな成長と、子育てを社会全体で支える環境整備を目的とし、適切な行事・催しの実施や監視への提供を行います。また、子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進されるよう事業に取り組めます。 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 評価の流れ

担当課において、重点事業の次年度以降の計画について改善を図り、重点事業〔事前〕評価調書を作成します。調書に基づき1次評価（担当課長）から4次評価（総合計画推進本部）までの内部評価を実施します。また、総合計画推進本部において、外部評価（総合計画推進会議）に諮る事業の選定を行います。**選定された重点事業については、外部評価（総合計画推進会議）に諮り、客観的かつ多角的に事業の事前評価を行います。**4次評価及び外部評価の結果を踏まえ、最終評価（市長）を行います。最終評価の結果を担当課にフィードバックし、次年度の予算要求につなげていきます。



### 3. 総合計画推進会議による重点事業〔事前〕評価

#### (1) 対象事業

以下の重点事業区分のいずれかに該当する重点事業のうち、特に市民や事業者への影響が多いものを総合計画推進本部により選定しました。

| 重点事業区分           | 概要                                                                                                                                                                                      | 対象事業                    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 拡充事業             | 重点事業のうち、事業の拡充を予定している事業                                                                                                                                                                  | 市民活動推進事業<br>多文化共生社会形成事業 |
| 新規事業             | 前期アクションプランに新たに位置付けを予定している事業                                                                                                                                                             | シティプロモーション事業            |
| 事業の休・廃止を検討している事業 | 事業は完了していないが、一定程度の進捗或いは他事業との優先順位付け等の理由により、一時的な休止又は廃止を検討している事業                                                                                                                            |                         |
| 重点的に取り組むべき事業     | 令和5年度市民意識調査の結果より<br>①「現在の伊勢崎市のイメージ」と「将来望む伊勢崎市の姿」のギャップが大きい分野（防災・防火・救急・防犯・交通安全などが整備され、安心して暮らせるまち）<br>②重要度が高いものの、満足度が低い分野の施策（危機管理体制の充実）<br>上記①、②の両方を満たす分野のうち、第3次総合計画で重点を置くべきとした取組に該当する重点事業 | 地域防災事業<br>治水対策事業        |

#### (2) 審議時間

担当部からの事業説明を8分程度、質疑応答を8分程度、総合計画推進会議の委員による方向性の決定を4分程度とし、1事業当たり審議時間を20分とします。

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 1事業20分 | 事業説明  | 8分 |
|        | 質疑応答  | 8分 |
|        | 方向性決定 | 4分 |

## （２）評価の決定

担当部からの事業説明及び質疑応答を踏まえ、客観的な視点から事業の実施の方向性を以下の６つのいずれかから決定するとともに、必要に応じて方向性に対するコメントをまとめていただきます。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 実施可    | 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施     |
| 改善後実施可 | 事業の実施時期や実施方法等に一部改善が必要           |
| 要検討    | 事業の実施時期や実施方法等を再検討               |
| 実施不可   | 原則実施不可。必要に応じて事業の実施時期や、実施方法等を再検討 |
| 休止     | 事業は完了していないが、一時的に休止              |
| 廃止     | 事業は完了していないが、廃止                  |

## （３）留意事項

重点事業〔事前〕評価調書に記載された内容については、事業の実施が担保されているものではなく、未実施や変更になる可能性があります。また、総合計画推進会議でいただいた意見については、最終評価（市長）の際の参考とさせていただくとともに、事業実施に向けて担当課で詳細な制度設計等を行う際の参考とさせていただきます。